

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和4年4月1日 ～ 令和4年6月30日)

番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
1	(株)イトウ建材店	秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下74-10	令和4年4月21日～令和4年7月20日 (3ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第10号	(株)イトウ建材店の会長は、秋田県鹿角市発注工事の入札において、前鹿角市長から入手した情報を基に落札したとして、令和4年3月2日、秋田県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第10号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	(株)オープンループパートナーズ	東京都新宿区新宿4丁目3番17号	令和4年4月27日から令和4年7月26日まで (3ヶ月)	別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)第13号	(株)オープンループパートナーズは、東北森林管理局が発注(令和4年3月17日)した「歳入・歳出の情報処理業務」の一般競争入札において、落札者となったが、技術者の確保が困難なこと等を理由に業務を履行できないとし、令和4年3月22日に契約を辞退した。 このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び契約等指名停止措置要領」別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)第13号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	常磐開発(株)	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1	令和4年4月28日から令和4年6月27日まで (2ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第8号	常磐開発(株)の元社員2名は、福島県檜葉町発注の入札において、同町職員が漏洩した入札情報を基に落札したとして、令和4年3月8日、福島県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第8号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
4	村上建設工業(株)	宮城県仙台市若林区若林7-2-8	令和4年5月11日から令和4年6月10日まで (1ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)第16号	村上建設工業(株)の取締役は、同社が入場していた石巻市鮎川浜南地内の工事現場で、令和3年2月23日、同社の作業員が地上から約3.5m突出していたマンホール最上部から降りる際に使用した脚立が折れて墜落して負傷し休業4日以上を要したのに、同市築山四丁目に所在する同社の資材置場で負傷した旨の虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を同年3月3日に提出したとして、令和3年12月9日に石巻簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)第16号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
5	(株)ビー・プロ	宮城県仙台市若林区六丁の目西町4番1号	令和4年5月11日から令和4年9月10日まで (4ヶ月)	別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(独占禁止法違反行為)第5号	(株)ビー・プロは、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(独占禁止法違反行為)第5号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。